

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	《交通安全施設整備事業》						担当部	都市建設部		
	会計区分	一般会計			事業類型	施設整備系		担当課	道路課		
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	道路係		
	総合計画 分野別計画	主目的	5 都市基盤		23 道路		2 歩道整備を進める				
		副目的									
	予算区分	款	8	項	2	目	7	大	3	中	
	根拠法令・個別計画	道路法									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	・交通弱者である歩行者や自転車の安全性を確保する。									
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道や自転車歩行者道の整備。</li> <li>・交差点を改良することにより、右折帯設置、歩車道分離及び交通安全施設の整備。</li> <li>・工事の設計、積算及び施工管理、用地買収に関する事務</li> </ul> <p>◆24年度直接経費の内訳</p> <p>【委託業務内容】 設計、測量、物件調査等の委託(委託料:20,665千円)</p> <p>【工事の内容】 野口大草線歩道設置事業L=186m、南外山屋敷4号線歩道設置事業L=45m、堀の内三丁目2号線歩道設置事業L=275m、堀の内三丁目1号線歩道設置事業L=142m、常普請三ツ淵線歩道設置事業L=96m、小牧五丁目8号線歩道設置事業L=56m、その他の交通安全施設整備事業L=684m(工事契約金額:97,898千円)</p> <p>【用地買収】(用地購入費:113,291千円)(物件補償費:8,921千円)</p> <p>◆25年度直接経費の内訳</p> <p>【委託業務内容】 設計、測量、物件調査等の委託(委託料:38,500千円)</p> <p>【工事の内容】 野口大草線歩道設置事業、町口3号線歩道設置事業、常普請三ツ淵線歩道設置事業、間々池3号線交差点改良事業、下小針中島二丁目藤島町向江線交差点改良事業、その他の交通安全施設整備事業(工事請負費:130,700千円)</p> <p>【用地買収】(用地購入費:185,085千円)(物件補償費:106,378千円)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額	
コスト	費用	直接経費	千円	159,381	119,503	240,775	460,663
	正職員	従事者数	人	1.00	1.00	1.20	0.80
		人件費	千円	5,330	5,330	6,396	4,264
	その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
		人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計		千円	164,711	124,833	247,171	464,927
対前年比		%		75.7	198.0	188.0	
財源	一般財源	千円	164,711	124,833	247,171	464,927	
	国・県支出金	千円	0	0	0	0	
	その他財源	千円	0	0	0	0	

業 績	活動指標名		単位	H22	H23	H24	H25
	整備延長	m	目標	1,620	1,135	1,070	820
			実績	1,662	832	1,430	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H22	H23	H24	H25
	整備延長	m	目標	1,620	1,135	1,070	820
			実績	1,662	832	1,430	
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	主要な通学路ではあるが歩車道の分離がされていない箇所が幾所もある中、地元要望等により歩道整備に努めている。			
		事業実施における課題	用地買収、境界立会等相手方に左右されて事業実施が遅れることがある。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	市民が安全で快適な交通環境の形成を図るための手段として、当該事業を実施するため、廃止すれば交通弱者である歩行者の安全性の確保が図れなくなる。			
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	用地買収が難航している関係者に対し、事業理解が得られるよう十分に説明をしていく。			
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
	判定理由	地元要望に応えるとともに、交通弱者である歩行者や自転車の安全性の確保が図られていることから現状維持と判断とした。				
	26年度以降の改善案	事業が円滑に進むよう、地元区と調整を密に図る。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。